

○平成十八年総務省告示第六〇〇号(小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件)の一部を改正する告示案の新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>施行規則第 28 条第 10 項の規定により、小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第 1 項及び第 2 項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局のある船舶の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>注 1～25 (略)</p> <p>26 通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局)の中継により沿岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにおいて当該人工衛星局)の通信圏内を航行する船舶が備える無</p>	<p>電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八条第八項の規定に基づき、小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第一項及び第二項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器を次のように定める。</p> <p>なお、平成十七年総務省告示第八百六号(小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件)は廃止する。</p> <p>施行規則第 28 条第 10 項の規定により、小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第 1 項及び第 2 項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局のある船舶の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>注 1～25 (略)</p> <p>26 通信の相手方となる陸上に開設する無線局(人工衛星局)の中継により沿岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにおいて当該人工衛星局)の通信圏内を航行する船舶が備える無</p>

<p>線設備は、次のものとする。</p> <p>(1) 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の次の無線設備</p> <p>ア <u>設備規則第40条の4第2項から第5項までに規定するインマルサット船舶地球局又は第49条の24各項に規定するインマルサット携帯移動地球局の無線設備</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>27 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>ハ)の告示は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>線設備は、次のものとする。</p> <p>(1) 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の次の無線設備</p> <p>ア <u>インマルサット船舶地球局のインマルサットB型、インマルサットC型若しくはインマルサットM型又はインマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型若しくはインマルサットF型の無線設備</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>27 (略)</p>
--	---